

財計第3298号
令和7年7月25日

大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
山中 理司 殿

財務大臣 加藤勝信



裁決書の謄本について

令和6年12月25日付（令和7年1月6日受付）で提起された審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に裁決又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

財計第3298号
令和7年7月25日

裁決書

住 所 大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階
林弘法律事務所
審査請求人 山中 理司
処分庁 財務大臣

上記審査請求人から令和6年12月25日付（令和7年1月6日受付）で提起された、令和6年12月23日付財計第4755号により財務大臣（以下「処分庁」という。）が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく不開示決定（以下「原処分」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求は、これを棄却する。

事案の概要

- 1 令和6年11月20日付（同月25日受付）で、法第3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、以下のとおり開示請求が行われた。
 - 1 裁判官の報酬に関する号別在職状況につき、財務省が最高裁判所に述べた意見の内容が分かる文書
 - 2 裁判所の一般職に関する級別定数表につき、財務省が最高裁判所に述べた意見の内容が分かる文書
- 2 これに対して、処分庁は、法第9条第2項の規定に基づき、令和6年12月23日付財計第4755号により、原処分を行った。
- 3 この原処分に対し、令和6年12月25日付（令和7年1月6日受付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条に基づき、原処分の取消しを求める旨の審査請求が行われたものである。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表は、裁判官の予算のあり方に重大な影響を与えるものであるから、本件対象文書は存在するといえる。

2 処分庁の説明の要旨

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、令和6年11月20日付（同月25日受付）の開示請求書に記載されている、裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表（以下「裁判官の報酬に関する号別在職状況等」という。）について、財務省が最高裁判所の述べた意見が分かる文書である。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

審査請求人は、本件対象文書について、存在する文書である旨主張していることから、本件対象分与の不開示理由（文書不存在）の妥当性について検討する。

本件関係部署において、本件対象文書の存在を確認したところ、審査請求人の主張する裁判官の報酬に関する号別在職状況等は、最高裁判所から提示を受けた事実ではなく、本件関係部署がこれを作成した事実もないことから、最高裁判所に対して意見を述べることがないことは明らかであるため、文書不存在を理由として不開示決定を行ったものである。

また、本件審査請求を受け、念のため、本件対象文書について、改めて、紙媒体・電子媒体を問わず、関係部署執務室内の書架及び共有フォルダ等の探索を実施したが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

なお、審査請求人は、審査請求の理由に「裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表は、裁判所の予算のあり方に重大な影響を与えるものであるから、本件開示請求文書は存在すると言える」としているが、裁判所の予算に対して財務省が最高裁判所に対して意見を述べることはあるとしても、上述の通り、裁判官の報酬に関する号別在職状況等に対して財務省が最高裁判所に対して述べた意見の内容が分かる文書は存在しない。

以上のことから、処分庁が法第9条第2項の規定に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、処分庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、改めて処分庁に対し確認すると、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、開示請求文言を踏まえ、一定の時点における裁判官及び裁判所一般職の号別・級別の現員がまとめられた表について、財務省が最高裁判所に対して意見を述べた文書の開示を求めるものであると解し、本件対象文書の保有の有無を確認した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署の事務室内書架、書庫内及びサーバー上に保存された共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 行政機関である財務省と裁判所との関係に鑑みれば、処分庁の上記(1)の説明は、不自然、不合理とはいはず、探索の方法及び範囲も不十分とはいえない。

また、審査請求人の主張に照らしても、本件対象文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

- (3) したがって、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

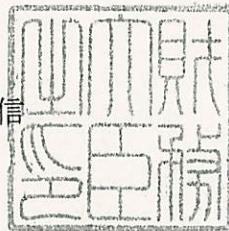
以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当である。

5 結論

よって、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査請求については、法第19条第1項に基づき、令和7年3月27日付令和7年（行情）諮問第394号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、令和7年6月25日付令和7年度（行情）答申第139号により、原処分は妥当である旨の答申を得ている。

審查府財務大臣加藤勝信



この謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和7年7月25日

財務大臣 加藤 勝信

